

病院等の耐震化支援事業 令和3年度 ~厚生労働省・国土交通省

区 分		耐震診断	耐震改修	補強設計	
政策医療を担う病院 (救命救急センター、病院群輪番制病院など)	厚生労働省	【耐震診断】 医療施設耐震化促進事業(医療施設運営費等補助金) 【耐震改修】 医療施設等耐震整備事業(医療提供体制施設整備交付金)	○補助率 国1/3、県1/3 ○基準額 1か所あたり560万円	○補助率 国1/2 ○基準額 ① 2,300㎡(基準面積) × 43,500円 ② 2,300㎡(基準面積) × 206,500円 ※①は政策医療を担う病院 ※②は政策医療を担うIs値0.4未満の病院及びIs値0.3未満のその他の病院	国土交通省
		○補助率 ・地方公共団体実施 国1/3 ・民間実施※1 国1/3、地方1/3 ○限度額 1,050~3,670円/㎡	○補助率 ・公共建築物 国11.5% (避難所等の防災拠点の場合、国1/3) ・民間建築物※1 国11.5%、地方11.5% (避難所等の防災拠点の場合 国1/3、地方1/3) ○限度額 51,200円/㎡ (倒壊の危険性が高い建築物:56,300円/㎡) (免震化の場合等は83,800円/㎡)※2		
病院・診療所等 (上記以外など)		※1 地方公共団体に補助制度が整備されている場合のみ ※2 天井を併せて改修する場合:13,600円/㎡~71,300円/㎡加算 設備を併せて改修する場合:6,620円/㎡(天井改修と設備改修を併せて行う場合:5,300円/㎡)加算(防災拠点に限る)			
このほか、耐震診断義務付け対象建築物に該当する場合は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)の対象となります。(令和5年度末までの時限措置)					
※厚生労働省と国土交通省の補助事業は、併用できません。					